



川崎市における 自動車リサイクル制度の状況

令和2年9月30日

川崎市環境局廃棄物指導課

川崎市の現況

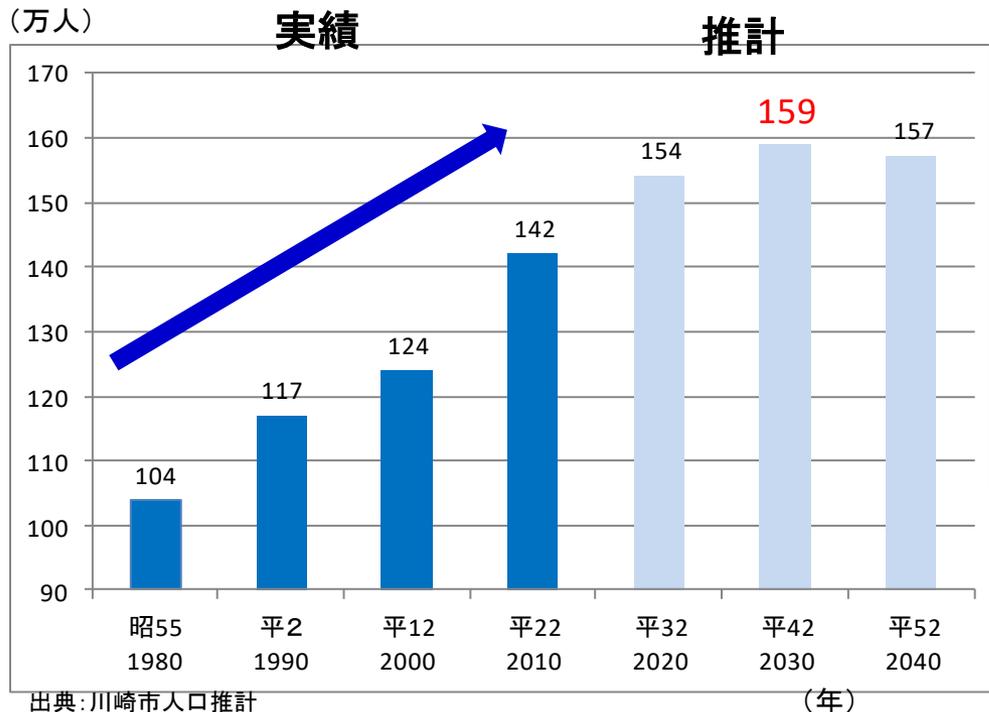
- **面積**：144.35 km²
(政令指定都市で最小)
- **人口**：1,535,415人
(令和2年4月1日現在)
- **世帯数**：746,752世帯
(令和2年4月1日現在)

大都市比較 (政令指定都市と東京都区部)

- 「自然増加比率」が1位 (0.17%) 【33年連続】
- 「出生率」が2位 (0.91%)
- 「従業者1人当たり製造品出荷額等」が1位
(7,610万円) 【44年連続】
- 学術・開発研究機関の従業者割合が1位

出典：平成30年版大都市比較統計年表

人口の増加状況と将来推計



首都圏の好位置にある優位性

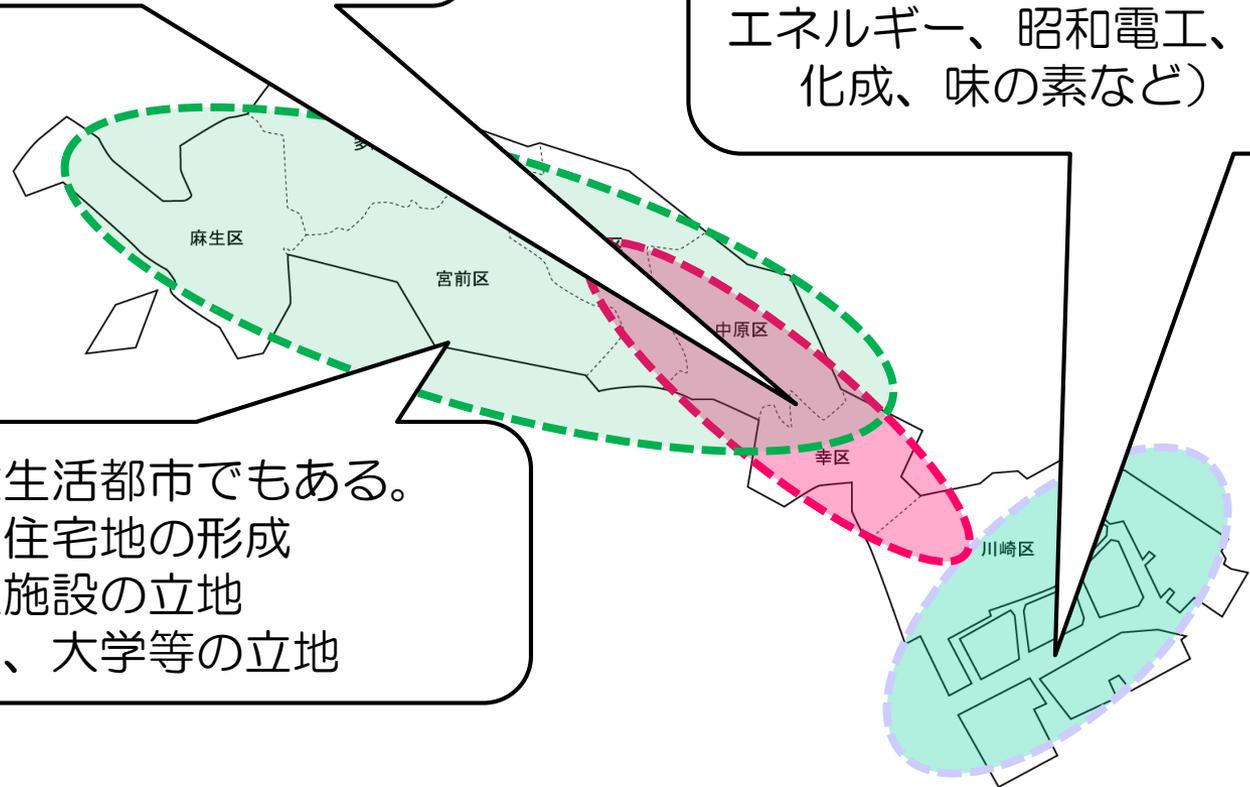
道路・鉄道・航空など交通利便性の高さ



川崎市の特徴

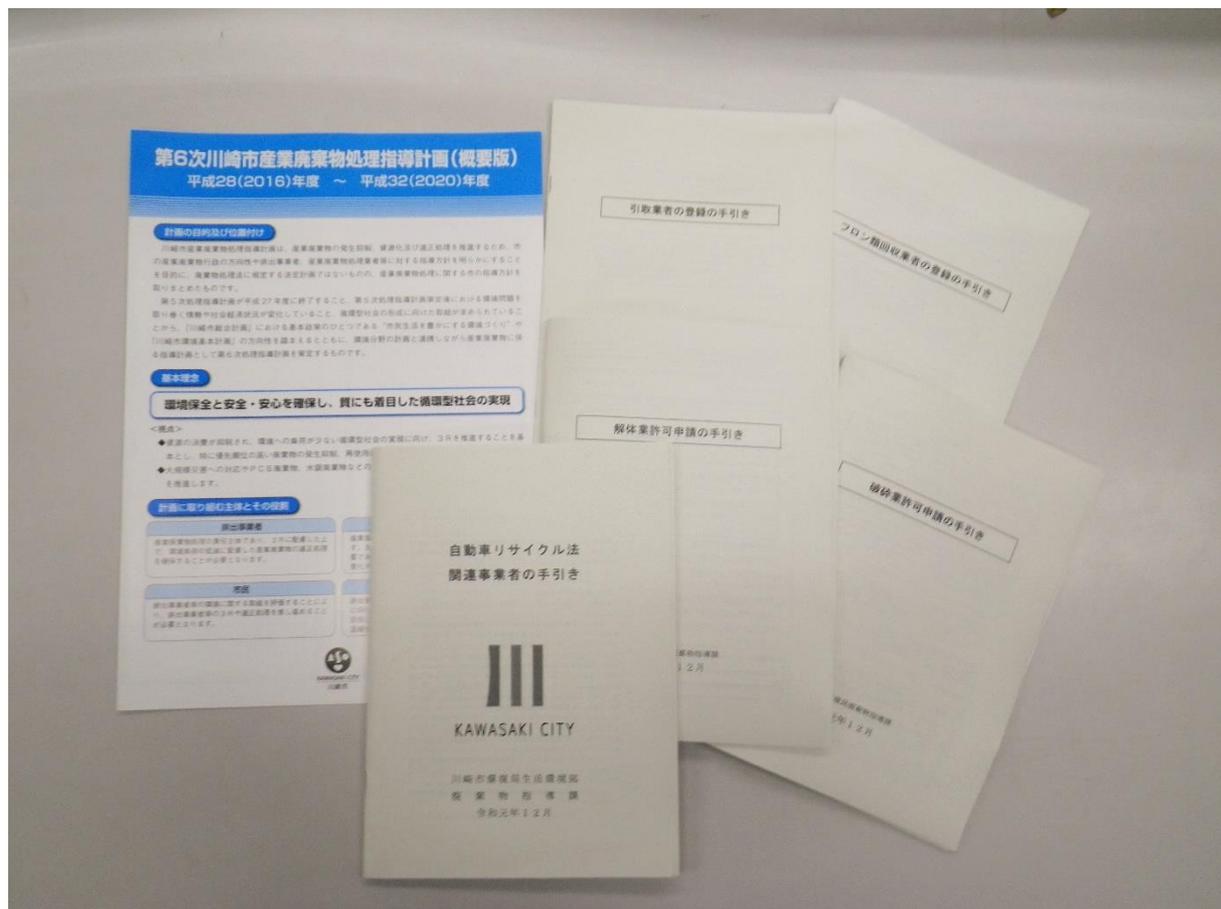
電気電子・自動車等の
工業製品生産基地
(東芝、NEC、富士通など)

重化学工業地
(JFEスチール、JXTG
エネルギー、昭和電工、旭
化成、味の素など)



川崎市は大生活都市でもある。
• 大規模な住宅地の形成
• 社会福祉施設の立地
• 研究機関、大学等の立地

自動車リサイクル法関連の本市の取組



第6次川崎市産業廃棄物処理指導計画、自動車リサイクル法関連事業者の手引
引取業者・フロン類回収業者登録の手引、解体・破碎業許可申請の手引

自動車リサイクル法に基づく事業者の登録・許可業務等に関する現状

登録・許可件数

業種	事業者数 (令和元年度末)	(参考)全国 (平成30年度末)
引取業	135	29,320
フロン類回収業	22	9,555
解体業	4	4,537
破砕業	2	1,041
破砕前	1	
破砕	0	
破砕前・破砕	1	

自動車リサイクル関連業者行政処分状況

処分年月日	処分内容	状況
平成22年2月	解体業許可取消	取締役の不法焼却による罰金刑
平成26年8月	解体業許可取消	事業者個人の不法焼却による罰金刑

自動車リサイクル法に基づく事業者の登録・許可業務等に関する現状

【現状】

過去2件の行政処分があったが、ほぼすべての業者が遅延報告を出すことなく、円滑に事業を進めており、顕在化した問題はない。

【問題点・課題】

- 自動車リサイクルシステムへの登録が義務となっていないため、実績がない業者は必要に迫られていないため登録を行わず、制度理解が進んでいないことが多い。
- フロンの年次報告が毎年必要だと認識していない事業者が多い。

⇒登録・報告方法を分かりやすく解説した資料が必要

- 高齢事業者と外国籍従業員のみ解体業者が200以上のエアバッグを引渡遅延⇒パソコンがなく、操作する能力もないことから自動車リサイクルシステムへの入力を独力で行えず、破碎業者への引渡しも遅延。

さらに存在しないエアバッグを誤って有ると報告し、遅延件数に残ったままの物も多数。

⇒こうした業者の受け皿となる代行入力ができる仕組みや支援方策が必要

川崎市の自動車の不法投棄等の発生状況、発生抑制の取組に関する現状

(1) 自動車の不法投棄の現況

- 放置自動車・不法投棄自動車は6台
(令和2年4月1日現在)
(内訳) 公設霊園敷地内 4台 道路上 1台
市営住宅駐車場1台
→ 毎年5台前後で推移している。
- 登録番号標等から所有者を特定し、粘り強く撤去を求めている。
- 所有者が特定できず、所管警察署への照会で犯罪性が確認できなかったものは公告手続きを行い、14日後に撤去通告書を貼付する。
- 昨年度は川崎市放置自動車対策連絡協議会において廃物認定を行い、1台撤去した。



川崎市の自動車の不法投棄等の発生状況、発生抑制の取組に関する現状

(2) 現状回復に関する問題点・課題

【現状】

- 財産権の問題があり事務手続きに時間を要することから、迅速な撤去、処分ができない。
- 原因者の特定には手続きに時間を要することから、迅速な対応ができない。
(車両の所有者確認に必要な手続きに時間を要する。原因者と連絡が取れない。 など)
- 撤去時に必要な一時的な保管場所の確保、撤去費用の負担がある。
- 放置自動車・不法投棄自動車であることの判別が困難な事例がある。
- 言葉が通じない外国人への指導は困難である。

【意見】

放置自動車・不法投棄自動車を適切かつ迅速に撤去できる仕組みを構築することが必要である。

(例) 法整備による強制撤去が可能。

警察の協力による所有者の捜査、車両の所有者などの情報を自治体へ開示。

大規模災害による被災自動車の対応

●市が対応した台風19号時の被災自動車(多摩川河川敷)



被災自動車 1台

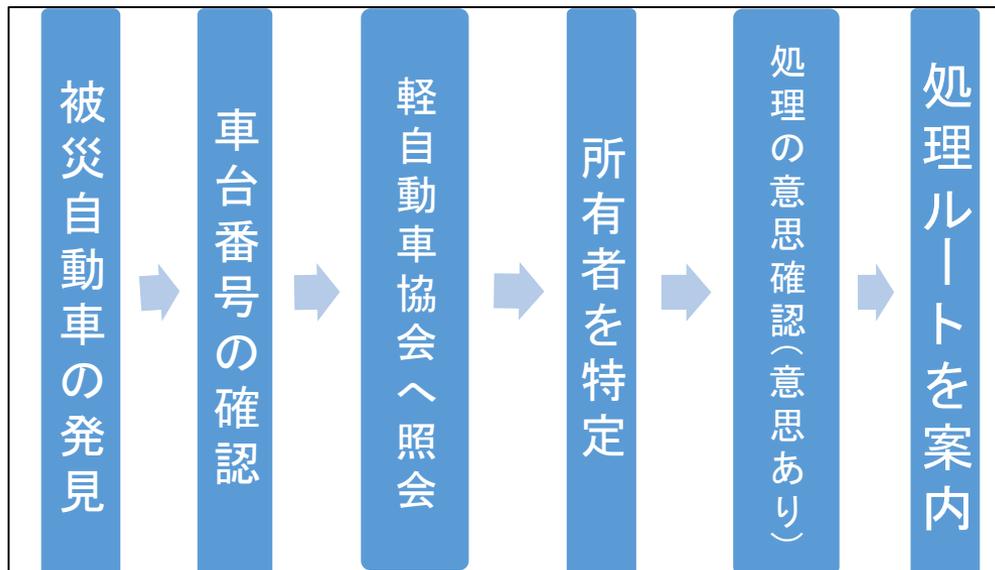
放置自動車が増水により下流へ流されたものと思われる。運転席シート下から車台番号を特定し、所有者特定に至った。(問題点)

所有者が遠方に住んでおり、さらに高齢のため撤去の手配が遅く、さらに当初の処理の意思を翻す等して撤去が一向に進んでいない。



情報提供以外にも、撤去に向けた実効性のある支援方策が必要

●被災自動車の処理フロー



ASRの再資源化に向けた高度な取組

市内で環境省の省CO₂型リサイクル等高度化設備導入促進事業へ応募の枠組の中で試験研究を実施中

省CO₂型リサイクル等設備の導入を支援します。

1. 事業目的

- ① アジア全体に拡大する廃プラスチックの禁輸措置に加え、令和元年5月に採択されたバーゼル条約の規制対象に汚れた廃プラスチックが加えられることへの対応及び令和元年5月に策定されたプラスチック資源循環戦略を踏まえ、国内の省CO₂型プラスチックリサイクル設備の整備を行います。
- ② 上記とともに、再生可能エネルギー設備等の低炭素製品のリサイクル設備への支援を行い、低炭素化と資源循環の統合的実現を目指します。

2. 事業内容

・プラスチック・低炭素製品等に係る高度リサイクル等の省CO₂型設備（トップランナー）への補助

（対象設備例）



廃プラの選別設備



太陽光パネルリサイクル設備



ペレット化設備

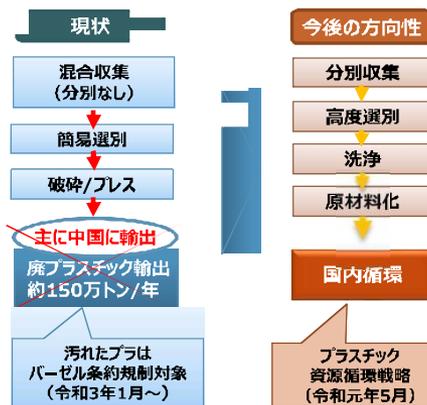


炭素繊維強化プラリサイクル設備

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（補助率 1/3、1/2）
- 補助対象 民間団体等

4. 事業イメージ



高度な処理施設の誘導に向けて、省CO₂の観点のみならず、自動車リサイクル促進のため民間事業者の技術支援のための補助事業のさらなる拡充が必要

新型コロナウイルス感染下の対応

1 今回の対応

- 令和2年2月以降、予定していた定期立入検査を感染拡大防止の観点からすべて中止
- 状況によっては県外の事業者からの新規・更新申請を郵送での受付検討
→特に事業者から相談がなく、今回は実施せず

2 現在の対応方針

- 今年度の立入計画を策定済みであり、マスクの着用等の感染予防策に万全を期して、定期立入検査を実施する予定。
- 再び緊急事態宣言が発令されるまでは、例年通りの申請受付を行う予定である。

まとめ

制度の安定化・効率化のために次の対応が必要と考えます。

- 適正処理・再資源化に向けたさらなる取組
- 自動車リサイクルシステムの制度理解を進めるための一層の周知
- 放置自動車・不法投棄自動車・被災自動車への実効性のある支援策
- 新型コロナや災害等緊急時の対応方策・技術的助言
- 再資源化に向けた高度な処理施設の誘導等支援方策の拡充

**SDGs未来都市かわさきとして、SDGs達成に向けて、
多様なステークホルダーと連携・協働し、
「成長と成熟が両立した最幸のまちかわさき」を目指した
取組を推進してまいります。**